

検討の背景及び課題

浸水が想定される区域にかかる課題について

- 洪水浸水想定区域の指定についての課題としては、
- ① 洪水予報河川及び水位周知河川において、想定最大規模降雨に対応した洪水浸水想定区域を指定している都道府県管理河川が8割に留まっている（令和元年10月時点）。
 - ② 洪水浸水想定区域の指定が求められる洪水予報河川や水位周知河川以外の中小河川について、浸水が想定される範囲の周知が進んでいない。

洪水予報河川 水位周知河川	国管理	448河川	洪水浸水想定区域 指定済み 【水防法第14条】 448 河川	課題① 都道府県管理の洪水予報河川・水位周知河川において、想定最大規模降雨に対応した洪水浸水想定区域を指定していない河川が存在。  防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策等で推進 ※ 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の河川数
	都道府県管理	1,644河川	洪水浸水想定区域 指定済み 【水防法第14条】 1,291 河川	
			洪水浸水想定区域 未指定 353 河川 うち、324河川で計画規模の降雨に対応した浸水想定区域を指定済み	
その他河川	都道府県管理	約19,000河川	浸水実績等 【水防法第15の11】 公表が一部の市町村に留まっている	課題② 洪水予報河川や水位周知河川以外の河川で、浸水が想定される範囲の周知が進んでいない。  本委員会で検討

洪水浸水想定区域と洪水ハザードマップ

参考

- 国又は都道府県知事が指定・公表した洪水浸水想定区域をもとに、市区町村が洪水予報等の伝達方法や避難場所等を記した洪水ハザードマップを作成・周知している。

＜洪水浸水想定区域図※(国、都道府県)＞



＜洪水ハザードマップ(市区町村)＞



＜洪水浸水想定区域の指定＞

想定しうる最大規模の降雨による浸水が想定される区域、その水深及び浸水継続時間等について、河川管理者が指定

＜洪水ハザードマップの周知＞

浸水被害軽減地区内の市区町村において、浸水想定区域上に以下の内容等を記載

- 避難経路
- 避難場所
- 地下街等、要配慮者施設、大規模工場等

※ 洪水浸水想定区域図は洪水予報河川※¹及び水位周知河川※²で指定・公表することとなっている(水防法第14条)

国民経済上重大な損害又は相当な損害を生じるおそれのある河川のうち

(※1)洪水予報指定河川:水位等の予測が技術的に可能な流域面積が大きい河川

(※2)水位周知河川:洪水予報河川以外の河川のうち、流域面積が小さく、洪水予報を行う時間的余裕がない河川で、特別警戒水位(氾濫危険水位)を定めて、この水位に到達した旨の情報を出す河川

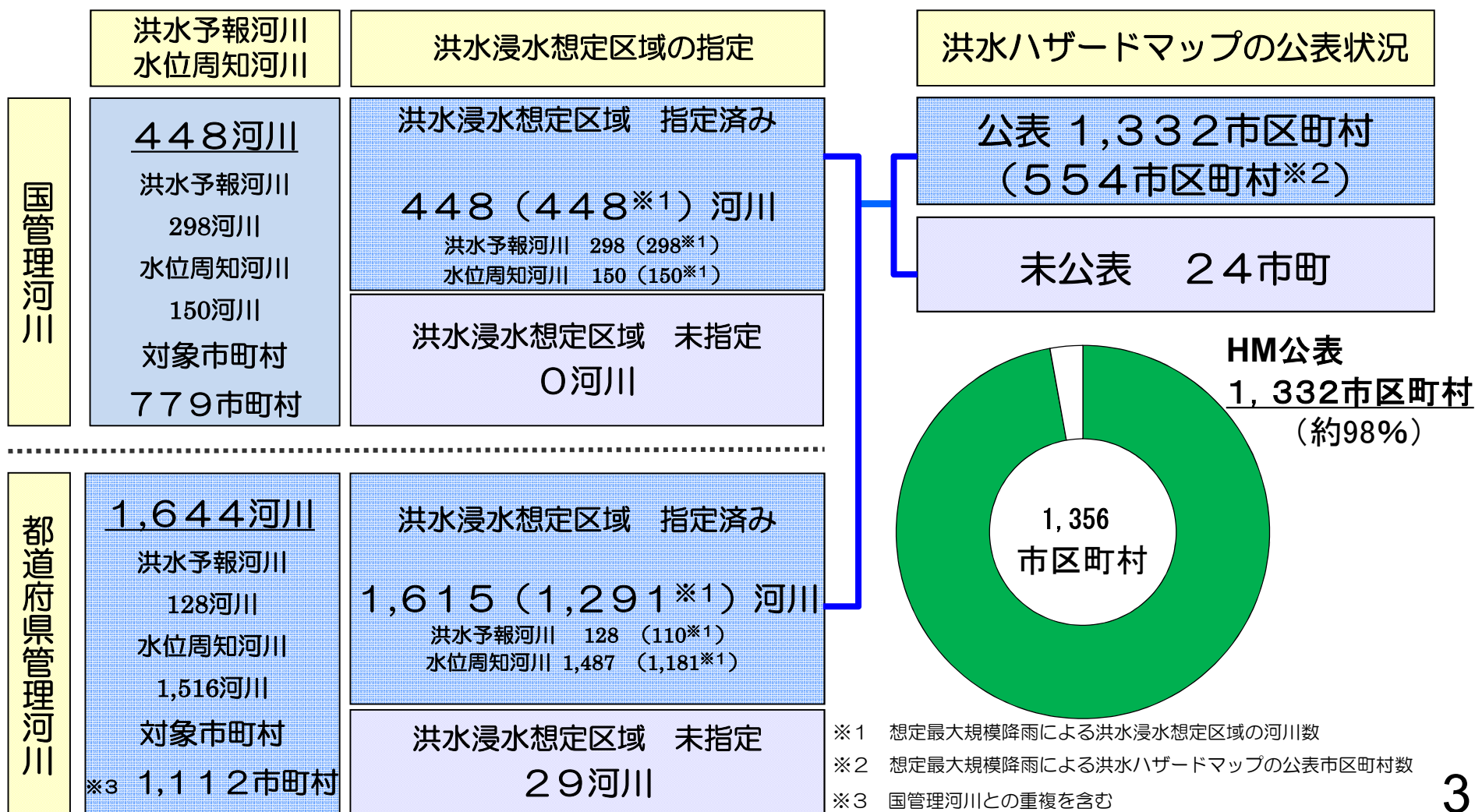
洪水浸水想定区域と洪水ハザードマップの指定・公表状況

参考

- 洪水予報河川及び水位周知河川において、想定最大規模降雨に対応した洪水浸水想定区域を指定している都道府県管理河川が約8割（令和元年10月時点）。

速報値

※精査の結果、数字については変わりうる場合がある



水防法の改正変遷

○ 浸水想定区域の指定は、2001年に洪水予報河川に対象に新設され、その後、2005年に水位周知河川に拡大されている。また、2015年に計画規模から想定最大規模へ外力変更。

改正時期	施策の方向性	①現地での水防活動	②水位情報等の発信	③浸水想定を提供	④避難確保・浸水防止
1949年 (水防法制定) (昭和24年)	◆ 地先の水防	➢ 水防の責任の明確化(市町村に第一義的責任) ➢ 水防団の設置 ➢ 巡視等現地の水防活動を規定			
1955年 (昭和30年)	◆ 地先から河川全体へ ◆ 河川情報の発信へ		➢ 洪水予報を新設(国) ➢ 水防警報を新設(国・都道府県)		
2001年 (平成13年)	◆ 河川情報発信の拡大 ◆ 河川から流域へ		➢ 洪水予報河川を都道府県管理河川に拡大	➢ 浸水想定区域の指定を新設(洪水予報河川)	➢ 洪水予報等の伝達方法、避難場所等を記載するよう規定 ➢ 地下街等への洪水予報等の伝達方法を記載するよう規定
2005年 (平成17年)	◆ 河川情報発信のさらなる中小河川へ拡大 ◆ はん濫情報発信の強化 ◆ 避難対策の強化	➢ 水防協力団体制度を新設	➢ 中小河川について避難に資するための水位情報の通知を新設(水位周知河川) ➢ 大河川におけるはん濫水の予報を新設	➢ 浸水想定区域の指定対象を水位周知河川に拡大	➢ 要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達方法を記載するよう規定 ➢ 浸水想定区域内の地下街等における洪水時の避難確保計画作成を規定(義務) ➢ ハザードマップの作成・配布を規定
2011年 (平成23年)	◆ 東日本大震災を踏まえた規定の充実	➢ 水防団員の安全確保を規定 ➢ 特定緊急水防活動の制度を新設			
2013年 (平成25年)	◆ 多様な主体の参画による地域の水防力の強化	➢ 水防計画に基づく河川管理者の水防への協力を規定 ➢ 水防協力団体の指定対象の拡大	➢ 洪水予等の市町村長への直接伝達を新設		➢ 浸水想定区域内の地下街等・要配慮者利用施設・大規模工場における洪水時の避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置を規定
2015年 (平成27年)	◆ 想定し得る最大規模の外力へ対応 ◆ 情報発信の対象を内水、高潮に拡大	➢ 水防計画に基づく下水道管理者の水防への協力 ➢ 公用負担の対象に排水用機器を追加	➢ 下水道と海岸について避難に資するための水位情報の通知を新設(水位周知下水道、水位周知海岸)	➢ 洪水に係る浸水想定区域について想定最大規模の洪水に係る区域に拡充 ➢ 想定最大規模の内水及び高潮に係る浸水想定区域を新設	➢ 市町村地域防災計画に位置づける地下街等に建設予定の施設又は建設中の施設を含むことを規定 ➢ 地下街等との接続ビルへの意見聴取を規定(努力義務)
2017年 (平成29年)	◆ 「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」の実現	➢ 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与 ➢ 浸水拡大を抑制する施設等の保全の制度を創設	流域自治体、河川管理者等からなる大規模氾濫減災協議会の創設		➢ 要配慮者利用施設における避難確保計画作成等を義務化

洪水予報河川、水位周知河川の指定状況

- 平成28年の台風第10号等で甚大な被害が発生したことを踏まえて、水位周知河川等の指定の促進に努めるよう国土交通省から都道府県へ要請。
- 新たに水位周知河川等に指定する場合には、洪水浸水想定区域の検討に加えて、水位計の新設、水位データの蓄積、洪水特別警戒水位の設定や洪水時の水位情報の発信等、避難のトリガー情報発信に継続的な費用と職員の作業負担を課すことになり、現時点において指定が進んでいない。

○ 洪水予報河川、水位周知河川、浸水想定区域の指定

区分	水防法による指定(河川数) (平成31. 3末)			浸水が想定される範囲の設定が望ましい河川 (水防法による指定の対象外のもの)
	洪水予報河川	水位周知河川	計	
国管理河川 1級直轄区間	298	150	448	0
都道府県管理 1級指定区間 2級河川	128	1,499	1,627	要検討



対象：都道府県管理河川約19,000河川

浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知について

- 住民等の的確な避難の判断等に資するよう、洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報として住民等へ周知する制度を創設。（水防法第15条の11）

	リアルタイムの予報又は 水位周知	水害リスク情報の 周知	避難確保との 連動
洪水予報河川 （法10条、11条） 水位周知河川 （法13条）	○	○ （シミュレーションに基づく洪水浸水想定 区域の指定）	○ （浸水想定を踏まえた避難場所の 設定等）
上記以外の河川のうち市町村長が必要と認める河川（平成29年創設）	—	○ （浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知）	—

「避難すべき住民等が居住する住宅や高齢者等の防災上の配慮を要する者が利用する施設が近傍にある河川」等を想定

市町村長による浸水実績等の把握

- 過去の浸水実績等に係る調査結果を参考にして、浸水実績等の把握に努める。
- 河川管理者は、自らが保有する過去の浸水情報や河川の状況等の情報を市町村長に提供する等、必要な援助を実施。

水害リスク情報の周知

- 過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民に周知。
- 周知は、ハザードマップとして配布、電柱や看板等への記載、インターネットでの公表など、地域の実情を踏まえて適切な方法で実施。

浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知について

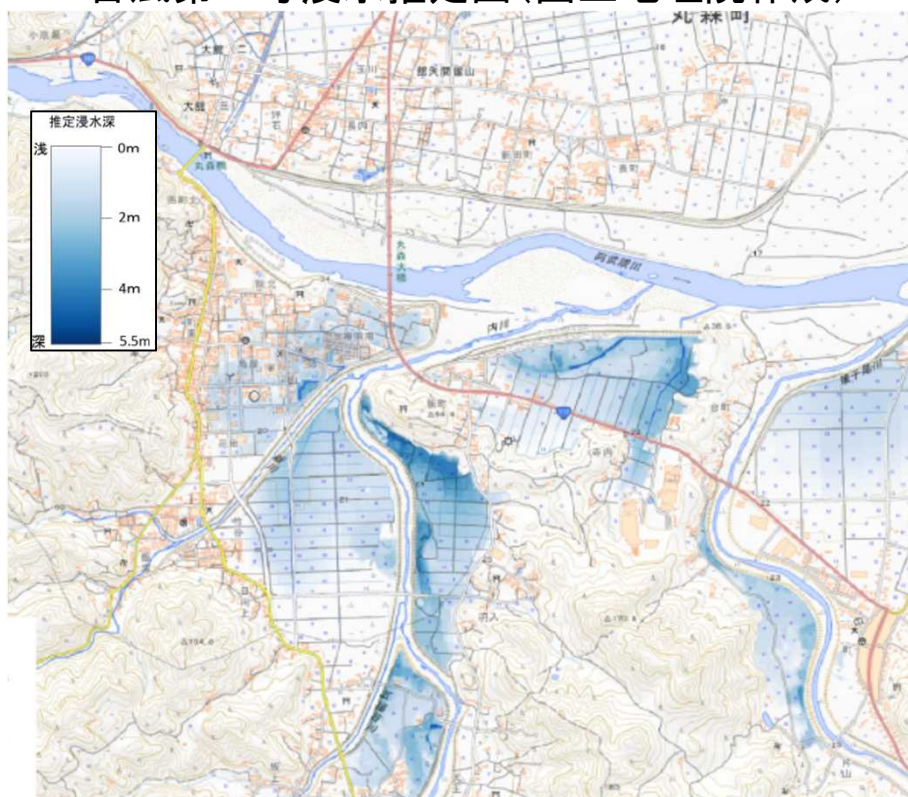
- 浸水実績等を洪水ハザードマップに掲載している市区町村もある。
- 調査した過去の浸水深や浸水範囲が比較的小規模な洪水によるものや水害リスクを表示していない場合、浸水範囲等の外にある区域が安全な区域と判断されるなど、かえって住民等の避難の判断を鈍らせることに留意する必要がある。



洪水予報河川や水位周知河川以外の河川における浸水

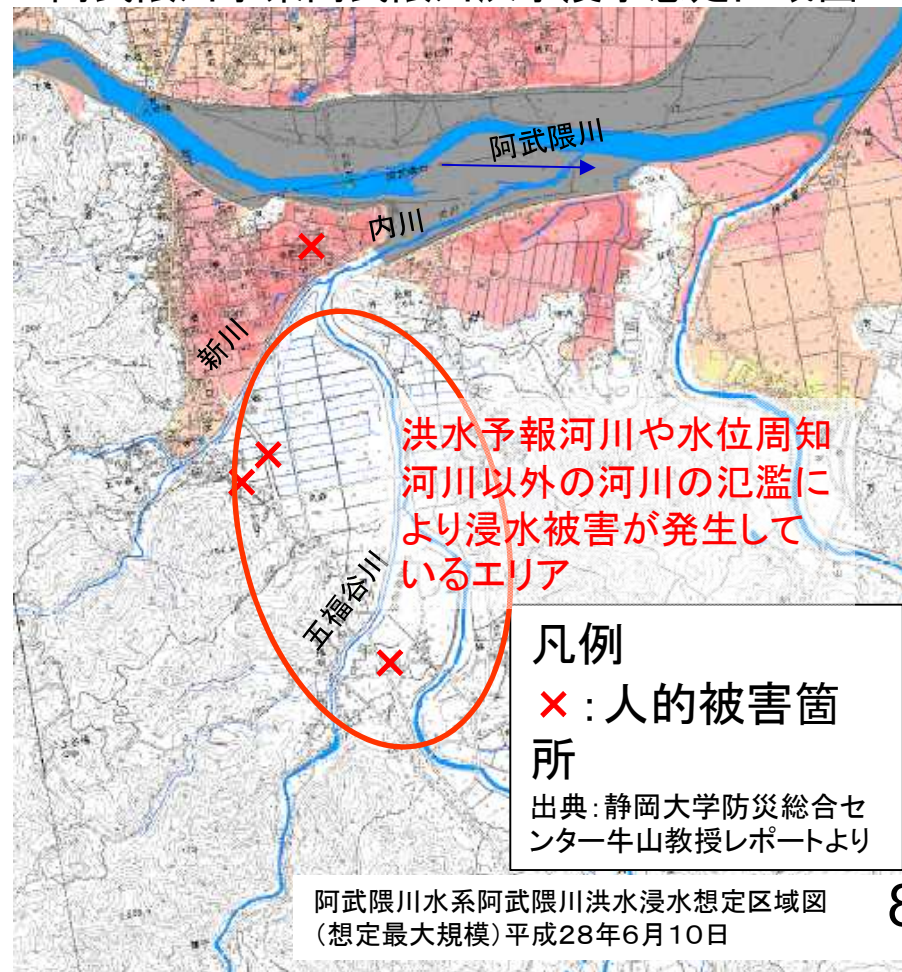
○ 水防法に基づき、「想定し得る最大規模の降雨」に対応した洪水浸水想定区域を指定することとされている洪水予報河川や水位周知河川以外の河川において、令和元年10月に発生した台風第19号では河川氾濫による浸水被害が発生しており、リスク空白域における適切な洪水浸水リスクの提供に課題。

台風第19号浸水推定図(国土地理院作成)



- ✓ 10月14日18時時点で国土地理院で収集した情報と標高データを用いて、浸水範囲における水深を算出して深さごとに色別に表現した地図
- ✓ 実際に浸水のあった範囲でも把握できていない部分、浸水していない範囲でも浸水範囲として表示されている部分がある

阿武隈川水系阿武隈川洪水浸水想定区域図



台風第19号における決壊河川(71河川)のうち都道府県管理河川(67河川)の指定状況

- 台風第19号における都道府県管理の決壊河川(67河川)のうち43河川が、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川であった。

都道府県	決壊河川数	水位周知河川等の河川数 ※1※2	その他河川数
宮城県	18	4	14
福島県	23	9	14
茨城県	4	3	1
栃木県	13	6	7
埼玉県	2	0	2
新潟県	2	2	0
長野県	5	0	5
合計	67	24	43

※1:水位周知河川等とは水防法で指定される洪水予報河川、水位周知河川

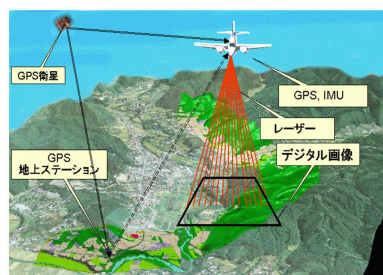
※2洪水予報河川、水位周知河川、洪水浸水想定区域の指定状況は平成31年度末時点

中小河川における簡易的な水害リスク情報作成手法

○利用可能データが限られている都道府県管理の中小河川沿いの河川氾濫について、航空レーザ測量による三次元地形データ(LPデータ)を用いて一次元不等流計算等の簡易な水位計算により概略浸水範囲を推定する手法と既存の地形分類図を活用して水害リスク特性を整理する手法の2手法を提示。【平成30年12月に都道府県へ通知】

(1) 簡易的な水害リスク情報(LPデータ活用)

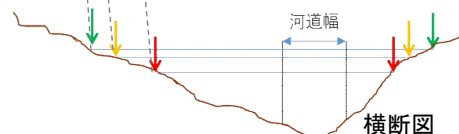
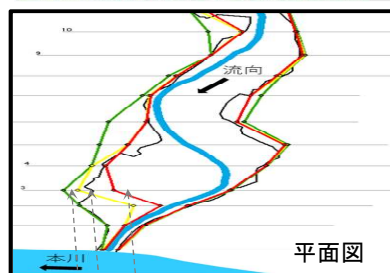
✓ LPデータを活用した一次元不等流計算等による手法



LPデータをもとに任意の河道横断面を設定

一定規模の流量について、簡易的な水位計算を実施

必要に応じて、複数の洪水規模(比較的発生頻度の高い洪水、過去に発生した大規模洪水等)について、相対的な浸水しやすさを図化



凡例 (降雨量は洪水到達時間(約1時間)内降雨量)

- 降雨量60mm規模概略浸水範囲
- 降雨量90mm規模概略浸水範囲
- 降雨量160mm規模概略浸水範囲
- 実績氾濫範囲
- 河川

(2) 簡易的な水害リスク情報(地形分類活用)

✓ 既存の地形分類図に基づく手法
(既存地形分類図の解説等に基づく地形分類ごとの水害リスク特性の整理)



図1 航空写真

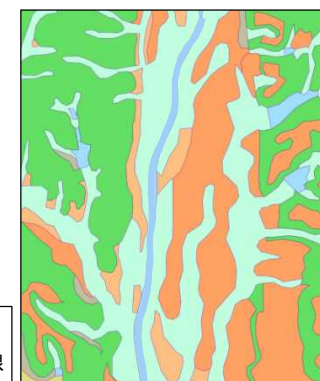


図2 地形分類図
(2万5千分1土地条件図)

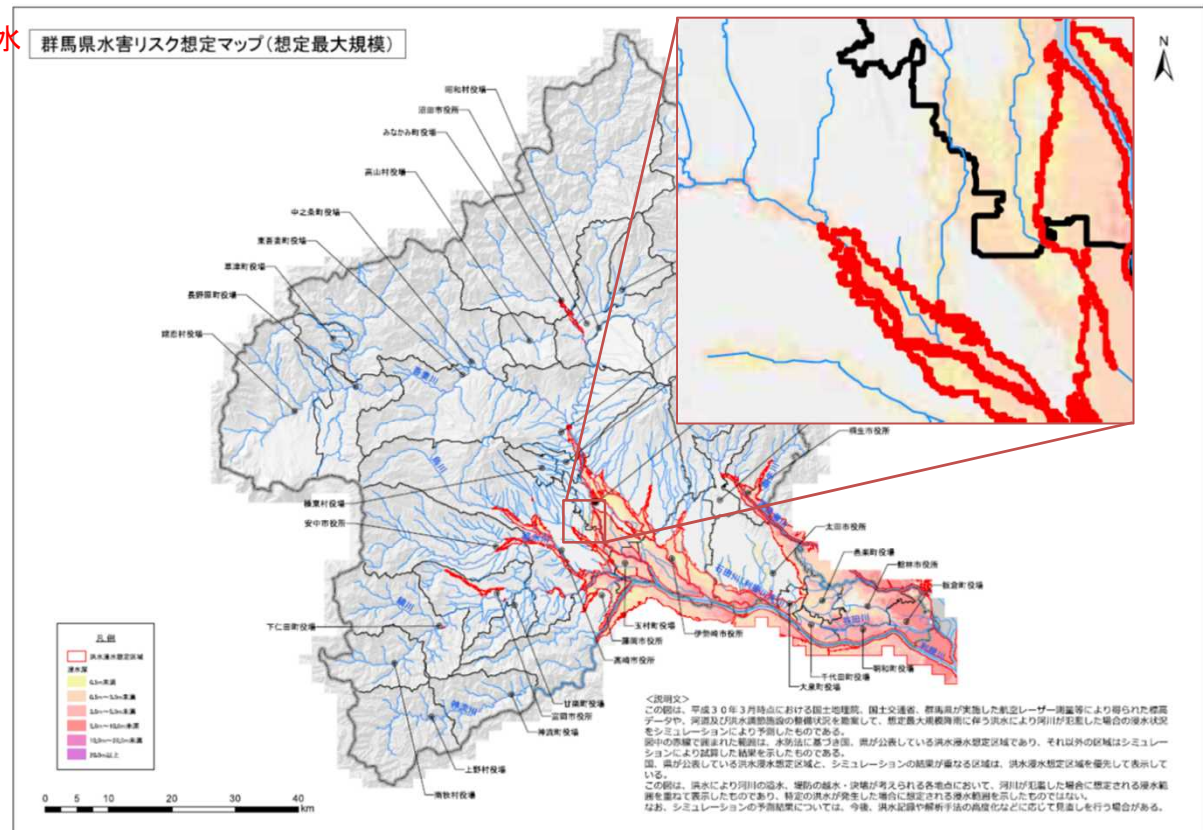
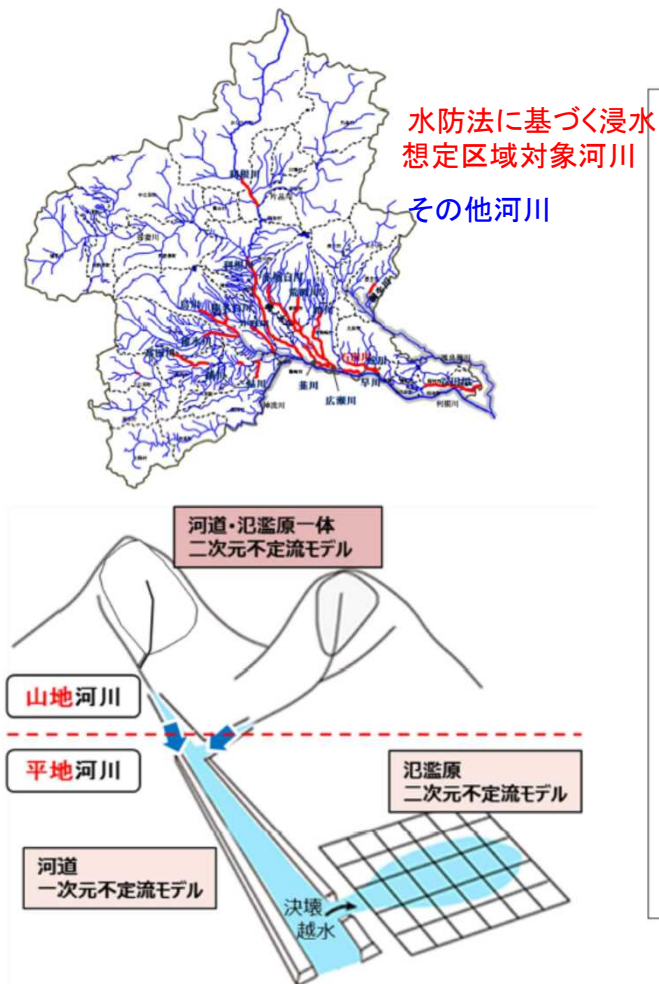
凡例
河川中心線

該当する地形分類	地形	特徴	災害との関係
山地斜面等	山地	起伏が大きく、周辺の低平な土地と明確な山麓によって分けられる土地。火山、丘陵地を含める。	通常は洪水の影響を受けることは少ないが、不安定な堆積物が豪雨や洪水によって流されることがや、大雨によって水を含んだ場合、それ自体が崩落する場合もある。
更新世段丘	台地・段丘	過去に形成された平地(低地)が、その後の地殻変動、海水面の低下などによって現在の低地よりも階段状に高くなった比較平坦な地形。	低地からの比高が2~3m以下の段丘は大規模な洪水の際に浸水することがある。段丘崖は崩壊のおそれが高くなるため注意が必要。また、台地・段丘上の浅い谷は一時的に洪水流の流路となったり、下流側に盛土がある場合はその盛土に運られて浸水したりするため注意が必要。
完新世段丘	台地・段丘	斜面の下方、山間の谷底または谷の出口等に堆積した、岩屑又は風化土等の堆積地形で表面傾斜が15度以下の地形。	豪雨などをきっかけに背後の斜面から土砂が崩落・流出しやすいため注意が必要。沖積堆や土砂流、砂や土石流の発生のおそれがある。
山麓堆積地形	山麓堆積地形	山麓部において主として砂礫からなる扇状の堆積地形で表面傾斜が15度以下の地形。	山地からの出水がその表面を流下するときに浸水する恐れがある。洪水時の浸水深、浸水時間は小さいが土砂流や土砂流による着しい堆積・浸食が発生し被害が生じる場合がある。
扇状地	扇状地	山地内の谷や台地を含む谷の底にある比較的幅の狭い低地を指す。	氾濫原では、破堤・越流による洪水氾濫の他、内水氾濫も起きやすくなる。砂州や自然堤防等で出口を塞がれた谷底平野では、内水氾濫が起こりやすくなる。(氾濫原・谷底平野に関する説明文より)
谷底平野・氾濫平野	氾濫平野	河川・水面	現河道、水面
河川・水面	河川・水面	河川内の常時水流がある部分を指す。	

(出典)治水地形分類図解説書

群馬県による水害リスク想定マップ

- 群馬県は、これまで県管理河川で洪水浸水想定区域図により水害リスクを把握していたのは19河川。
- 一方、平成28年台風10号による岩手県小本川の被災など、全国で水害が多発していることから、平成29年に群馬県が独自に洪水予報河川・水位周知河川以外のその他河川(409河川)について、浸水解析モデルを構築し、想定最大規模の洪水時に浸水が想定される地域を把握し公表した。



○ 洪水周知河川、水位周知河川以外の河川においても県が想定最大規模の降雨を対象に浸水が想定される洪水浸水想定図を作成し、市町村がハザードマップで周知している事例がある。



北海道による「iRIC」を用いた浸水想定区域図

○ 北海道では、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない河川における水害リスク情報を共有するため、iRICを用い想定最大規模の降雨による浸水想定図を作成し、市町村へ提供。

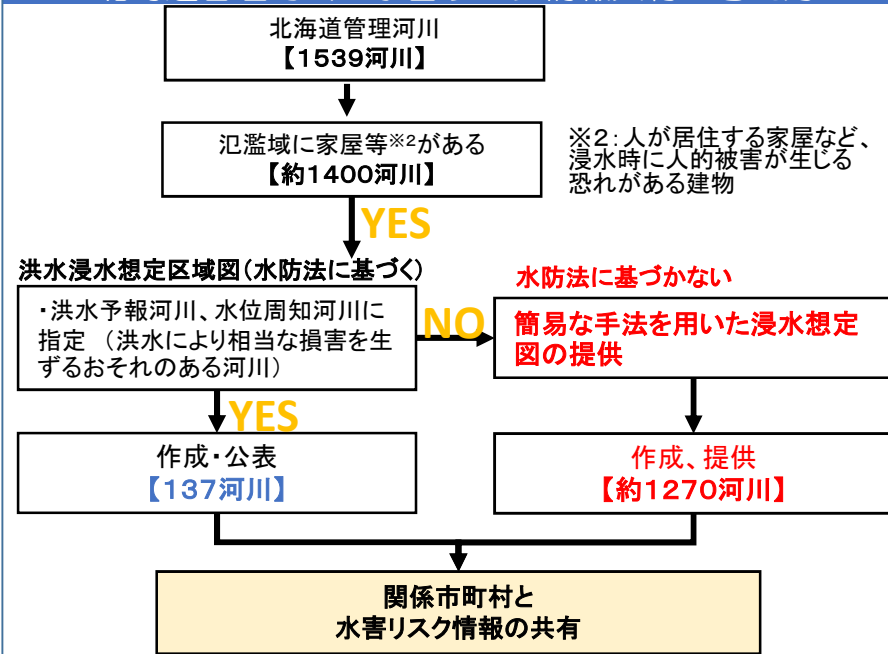
概要

無料で利用可能な解析ソフト（iRIC※1）を用いた氾濫シミュレーションにより作成した浸水想定図を市町村へ提供している。

※1：無料で利用できる河川の流れや河床変動、氾濫解析のための高性能なソフトウェア
iRICホームページ：<https://i-ric.org/>

- 国土地理院で公開されている標高データを利用し、氾濫原モデルを作成。
- 想定最大規模の降雨を基に算出した流量を上流端に与え、iRICを利用し、平面2次元流計算による氾濫解析を実施。

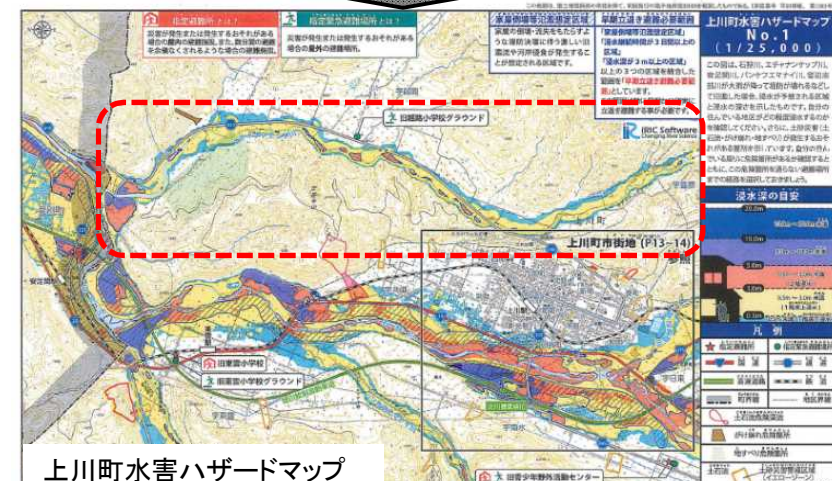
北海道管理河川の水害リスク情報共有の考え方



活用事例



石狩川洪水浸水想定区域図
(北海道開発局旭川開発建設部作成)



上川町水害ハザードマップ

水防法関連の検討

○ 台風第19号等の被災から把握された課題に対して、様々な検討会等で対策について議論されており、本検討会では、「その他河川」において、場の静的情報として水害リスクの評価手法の検討を実施する。

台風第19号等の被災から把握された課題

避難の観点

- ・洪水浸水想定区域外で人的被害が発生
- ・災害リスクととるべき行動の住民の理解
- ・避難情報の発令や避難の呼びかけ
- ・高齢者等の避難

河川管理者等の災害情報の発信の観点

- ・氾濫発生情報 未発表あり
- ・緊急速報メールの未配信
- ・「川の防災情報」にアクセスが集中し閲覧困難等

水防団等の課題

- ・東日本の水防管理団体へアンケート実施中【11月末集計】

課題に対する検討項目

中小河川の水害リスク評価に関する技術検討会

中小河川の水害リスク空白の存在

中小河川で評価を実施

洪水HMに重ねて記載

- ・場の静的情報の評価手法の検討

中小河川の水害リスクに対する避難モデル事業(内閣防災) ※福岡県、茨城県

- ・大雨警報(危機管理型水位)をトリガー情報として避難検討

- ・避難行動
- ・水平・垂直避難

中央防災会議(令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキング)

- ・災害リスクととるべき行動の理解促進
- ・高齢者等の避難の実効性の確保
- ・わかりやすい防災情報の提供

河川・気象情報の改善に関する検証会議(国交省水局・気象庁)

水防活性化調査会

気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会

- ・予想される降雨を反映した治水対策への転換
- ・災害リスクを考慮したまちづくり

台風第19号による災害からの避難に関するワーキンググループ

参考

○趣旨

東北、関東甲信越を中心に広域かつ甚大な被害をもたらした令和元年台風第19号等を教訓とし、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、避難対策の強化を検討するため、防災対策実行会議の下にワーキンググループを設置。

○論点

- ・ 災害リスクととるべき行動の理解促進
- ・ 高齢者等の避難の実効性の確保
- ・ わかりやすい防災情報の提供（避難勧告・避難指示のあり方）等

※関係省庁の取組と連携し検討を実施

○スケジュール

年 内 ワーキンググループ立ち上げ
年度内 とりまとめ

※ 制度改正につながるものは
引き続き検討し、
早期に結論を得る



宮城県丸森町 被災状況



長野県長野市 被災状況

○メンバー

委員	所属
◎田中 淳	東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター長 教授
飯島 淳子	東北大学大学院法学研究科教授
石川 広己	公益社団法人日本医師会常任理事
牛山 素行	静岡大学防災総合センター 教授
片田 敏孝	東京大学大学院情報学環特任教授
阪本 真由美	兵庫県立大学大学院防災復興政策研究科准教授
鈴江 奈々	日本テレビ放送網 アナウンサー
清水 義彦	群馬大学大学院理工学府教授
執印 康裕	宇都宮大学農学部教授
首藤 由紀	株式会社社会安全研究所代表取締役所長
立木 茂雄	同志社大学社会学部教授
田中 仁	東北大学大学院工学研究科・工学部土木工学専攻教授
田村 圭子	新潟大学危機管理本部危機管理室教授
坪木 和久	名古屋大学宇宙地球環境研究所教授
中貝 宗治	兵庫県豊岡市長
山崎 栄一	関西大学社会安全学部教授
山崎 登	国土館大学 防災・救急救助総合研究所教授
吉谷 純一	信州大学工学部水環境・土木工学科教授

◎：主査

※関係省庁も委員として参画

台風第19号による災害からの避難に関するワーキンググループ

参考

- 令和元年台風第19号等では甚大な人的被害が発生し、特に、自宅で被害に遭われた高齢者や自動車での移動中の被災が多かった。また避難情報の発令や避難の呼びかけ、大規模広域避難等における課題が顕在化した。
- 災害リスクととるべき行動や行政による避難の呼びかけについての住民の理解、高齢者等の避難の支援、大規模広域避難等について実態を把握・検証したうえで、必要な対策を検討する。

主な課題

【1】住民は、居住地域の災害リスクととるべき行動を理解できていたか？

- ① 避難しない、避難が遅い人が多かった
- ② 屋外で、特に自動車で移動中に被災した人が多かった
- ③ ハザードマップの認知が不足していた

【2】避難情報の発令や避難の呼びかけはわかりやすく伝わったか？

- ④ 避難勧告・避難指示がわかりにくいとの指摘
- ⑤ 「全員避難」「命を守る最善の行動」などの呼びかけがわかりにくいとの指摘
- ⑥ 避難先についての理解や受入体制、情報提供が不十分だった

【3】高齢者等の避難を支援する地域の仕組みは十分だったか？

- ⑦ 多くの在宅の高齢者が被災した

【4】大規模広域避難は可能か？

- ⑧ 大規模広域避難の困難さ(タイミング、避難場所等)が顕在化した

対応(案)

自助・共助で災害に備え避難を実施する社会の構築

【論点1】災害リスクととるべき行動の理解促進(平時の対応)

- 対応①⑥: 「避難」の意味の周知
- 対応②: 職場・学校等の計画的休業
- 対応①③: ハザードマップのより一層の周知

【論点2】わかりやすい防災情報の提供(災害時の対応)

- 対応④: 避難勧告・避難指示の改善
- 対応⑤: 避難の呼びかけの改善
- 対応⑥: 避難先の量的確保や周知、AI等による避難誘導等の改善

自助・共助を支える行政等の支援

【論点3】高齢者等の避難の実効性の確保

- 対応⑦: 個別計画の促進、共助による避難支援

【論点4】大規模広域避難の実効性の確保

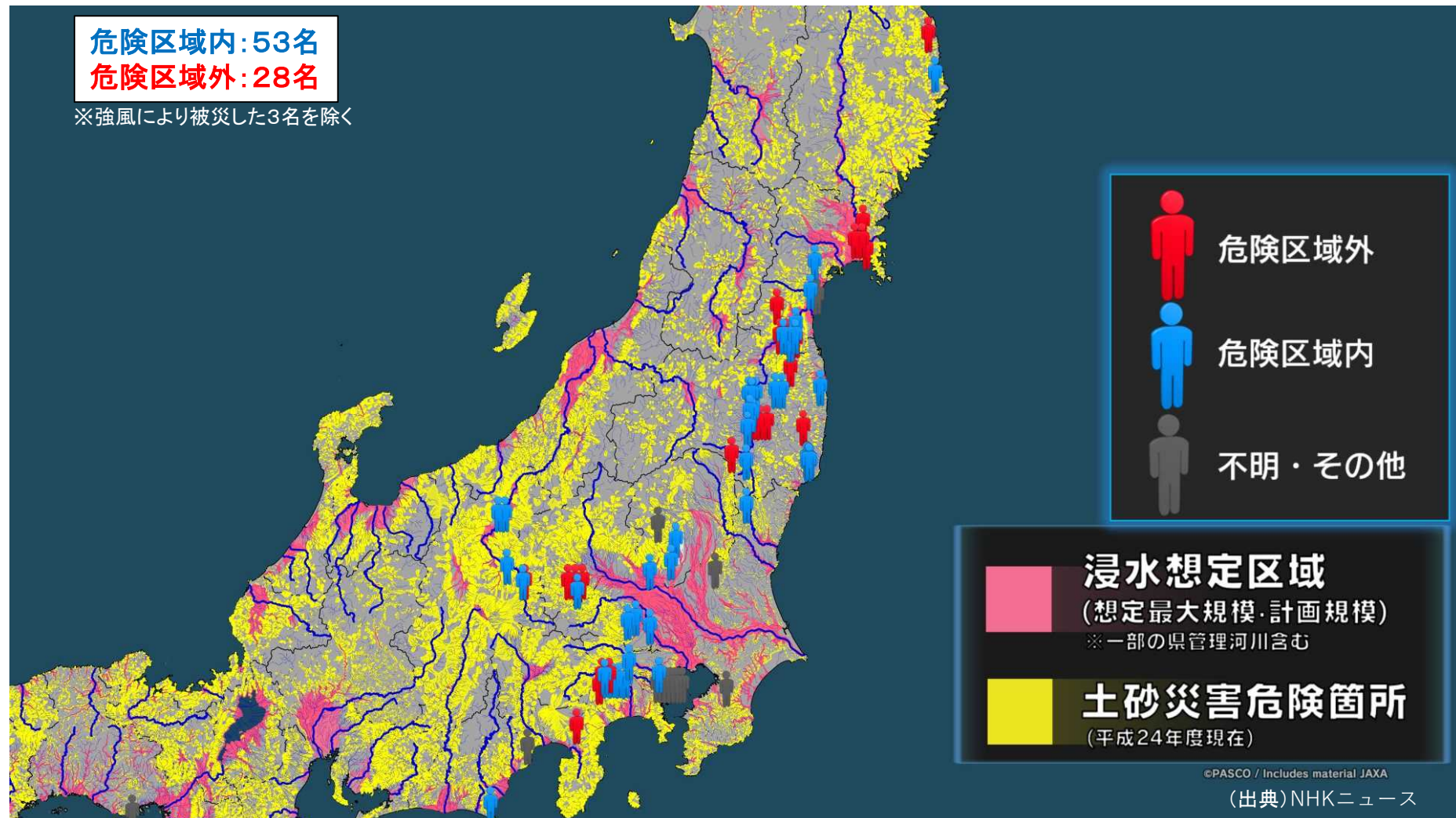
- 対応⑧: 広域避難体制の整備、排水強化

台風第19号による災害からの避難に関するワーキンググループ

参考

○ 台風第19号で**危険区域内で被災した人が約7割**で、ハザードマップの認知が不足していたり、ハザードマップを見てもとるべき行動がわかりにくかったのではないかと

⇒ハザードマップのより一層の周知が必要なのではないかと



近年の災害や気候変動を踏まえた対策の検討体制

(水管理・国土保全局関係分)

気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会

(社会資本整備審議会 河川分科会)
〔10/18諮問, 11/7設置, 第1回: 11/22, 第2回: 1/17〕

【気候変動を踏まえた計画の見直し】

- 気候変動に伴う降雨量の増加や海面水位の上昇を踏まえた、流域全体で備える水災害対策を検討

【今年の災害の課題への対応】

- 今年の災害で明らかになった課題に関して検討する有識者会議や関係機関との実務者会議を実施し、必要に応じて小委員会において包括的に検討

気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会〔H30.4設置, R1.10提言〕

- 気候変動による降雨量の増加等の外力の評価

気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会〔第1回: 10/2, 第2回: 12/9〕

- 海面水位の上昇等に関する技術的評価及びそれを踏まえた適応策の検討

気候変動等を踏まえた都市浸水対策に関する検討会〔第1回: 12/18〕

- 下水道の雨水計画における、気候変動による降雨量の増加等の外力の評価等

気候変動を踏まえた砂防技術検討会〔現地調査: 12/9, 第1回: 1/8〕

- 土砂量等の外力に関する技術的評価

- 社会資本整備審議会による検討
- 有識者による検討会等
- 関係省庁による調整会議
- 青字は今後設置予定の検討会等

堤防強化技術検討委員会〔12月頃設置予定〕

- 各堤防調査委員会での報告を受け、今後の堤防強化の方向性の検討

破堤の要因分析や復旧方法検討のための会議

- 阿武隈川堤防調査委員会〔第1回: 10/16, 第2回: 11/7, 第3回: 12/2〕
- 鳴瀬川堤防調査委員会〔第1回: 10/16, 第2回: 11/7, 第3回: 12/3〕
- 荒川水系越辺川・都幾川堤防調査委員会〔第1回: 10/17, 第2回: 11/17, 第3回: 12/2〕
- 那珂川・久慈川堤防調査委員会〔第1回: 10/18, 第2回: 11/17, 第3回: 12/2〕
- 千曲川堤防調査委員会〔第1回: 10/15, 第2回: 11/13, 第3回: 12/4〕
- 宮城県の有識者会議〔第1回: 11/8〕

既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議

(内閣官房・厚労省・農水省・経産省(経産局・エネ庁)・国交省(水局・気象庁))〔第1回: 11/26〕

- 連携してダムの事前の放流を推進

ダムの洪水調節機能に関する検討会〔第1回: 12/24〕

- 異常洪水時防災操作に移行した6ダムの情報提供等の検証
- ダムのより効率的な操作方法等の検討

河川・気象情報の改善に関する検証チーム(水局・気象庁)〔第1回: 11/14〕

- 河川の氾濫発生情報の発表のあり方、大雨特別警報解除後の洪水への注意喚起

中小河川の水害リスク評価に関する技術検討会〔第1回: 1/7〕

- 洪水予報河川、水位周知河川以外の河川における浸水が想定される区域の設定手法の検討

水災害リスクを踏まえたまちづくりのあり方検討会

(都市局・水局)〔第1回: 1/8〕

- 水災害リスクを踏まえた居住誘導

土砂災害防止対策小委員会(社会資本整備審議会 河川分科会)〔10/18諮問, 設置, 第1回: 12/24〕

- 気候変動による集中豪雨の多発化も踏まえ、土砂災害に対する警戒避難の実効性を向上させるための方策の検討

住宅等の購入者に対する水害リスク情報提供に関する取組

○「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」(社整審小委員会答申)を踏まえ、緊急行動計画の取組の一環として、不動産関連業界と連携して、不動産関連団体の研修会において、水害リスクに関する情報の解説を実施。令和元年6月から全国各地で研修会において、不動産関連事業者向けに国や県の河川部局の担当者が水害リスクに関する情報の解説を順次実施。(10月末までに全国で計82回実施済。今年度末までに残り33回実施予定)

○さらに、令和元年7月に国土交通省から不動産関連業界5団体に「不動産取引時のハザードマップを活用した水害リスクの情報提供について」を依頼。

<水害リスク情報の解説コンテンツ>

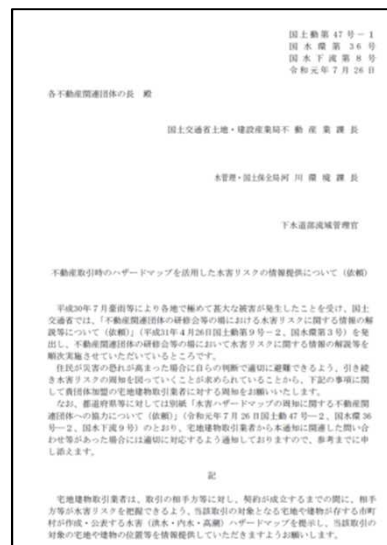
- ✓ ハザードマップと災害発生位置の関係
- ✓ 浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域)と水害ハザードマップ
- ✓ 浸水ナビ、国土交通省ハザードマップポータルサイト等の紹介



令和元年7月に国土交通省から不動産関連業界5団体に協力依頼

<不動産関連業界5団体>

全国宅地建物取引業協会連合会、全日本不動産協会
不動産協会、全国住宅産業協会、不動産流通経営協会



宅地建物取引業者は、取引の相手方等に対し、契約が成立するまでの間に、相手方等が水害リスクを把握できるよう、当該取引の対象となる宅地や建物が存する市町村が作成・公表する水害(洪水・内水・高潮)ハザードマップを提示し、当該取引の対象の宅地や建物の位置等を情報提供

中小河川の水害リスク評価に関する技術検討会のアウトプットのイメージ(案)

○「その他河川」は、浸水が想定される区域設定に必要な河川の横断データ等が計測されていない場合が多いことから、このような場合でも浸水が想定される範囲などが設定できるよう、「中小河川の水害リスク評価に関する技術検討会」において、「中小河川における簡易的な水害リスク情報作成の手引き」を拡充。

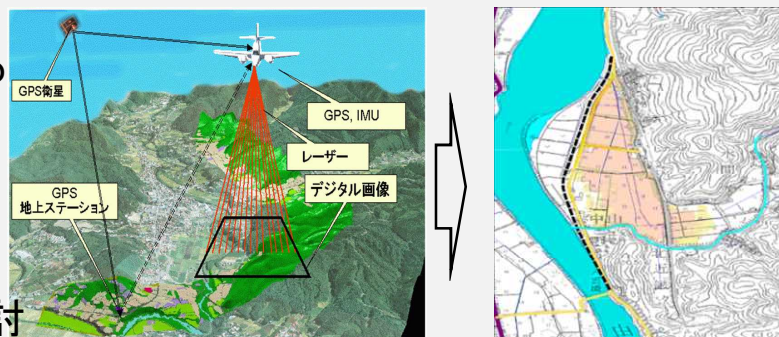
検討範囲

その他河川

国交省水害研究室等が検討している手法や、既往の県の評価結果としてiRIC等を用いた評価手法が存在

- ・各手法のとりまとめ
- ・水害リスク評価手法の技術的検討

LPデータを活用した簡易な手法



中小河川における簡易的な水害リスク情報作成の手引きを作成

その他河川

データ提供や評価手法の技術的助言

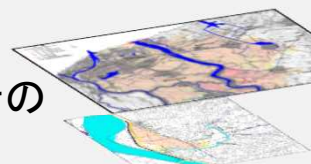
都道府県

都道府県の判断により適切な評価手法を選定し、浸水が想定される範囲を評価・公表

データ提供

市区町村

水防法に基づく洪水浸水想定区域図とその他河川の水害リスク情報を重ねて表示



洪水予報河川
水位周知河川
その他河川

水害ハザードマップ作成の手引き(改訂)

検討スケジュール(案)

■第1回検討会(本日開催)

- ・簡易的な水害リスク評価手法の技術的内容の説明
- ・簡易的な水害リスク評価に関する都道府県アンケート結果の報告
- ・意見聴取

■第2回検討会(3月開催予定)

- ・第1回検討会の補足説明
- ・「中小河川における簡易的な水害リスク情報作成の手引き」改定案提示
- ・意見聴取

■第3回検討会(5月開催予定)

- ・「中小河川における簡易的な水害リスク情報作成の手引き」改定案とりまとめ
- ・意見聴取

(その後、中小河川の水害リスク情報を順次公表)